

2 出願資格・出願要件

次のいずれかに該当し、かつ、令和7年度大学入学共通テスト（本学で指定した教科・科目）を受験した者

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条（第6号を除く。）の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和7年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(注) ① 令和6年度大学入学共通テスト以前の成績は利用しません。

- ② 学校教育法施行規則第150条第7号（個別の入学資格審査）の規定により本学の入学資格の認定を受けようとする者は、エンロールメント・マネジメント部入試課（TEL(023)628-4141）に連絡してください。

なお、個別の入学資格審査の詳細については、山形大学ホームページの「入試案内」及び「受験生の方」でお知らせしております。

- ③ 大学入学共通テストの「地理歴史」及び「公民」並びに「理科」において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者の成績の利用は、第1解答科目の成績を用います。第1解答科目が本学の指定した科目でない場合は、出願資格はありません。
- ④ 出願受付後に次のことが判明した場合は、出願資格が無い者として、受験を認めません。
- ア 本学で指定した大学入学共通テストの教科・科目・出題範囲を受験していない場合
- イ 大学入学共通テストの「地理歴史」及び「公民」並びに「理科」において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者が、本学で指定した科目を第1解答科目で受験していない場合

<医学部医学科「地域枠」出願要件>

一般選抜（前期日程）医学部医学科「地域枠」を受験できる者は、上記に加え、次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たす者です。

- (1) 山形県内の高等学校を令和5年4月以降に卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- (2) 入学後、令和7年度「山形県医師修学資金」の貸与を受け、医師免許取得後、同修学資金に基づくキャリア形成プログラムに従って、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行の確約（勤務）を誓約できる者
- (3) 入学後、キャリア形成卒前支援プランの適用に同意し、在学中において、卒業後の山形県内定着に向けたキャリア形成に係る取組に参加及び協力ができる者

医学部医学科「地域枠」の出願にあたっては、山形県のホームページにおいて「山形県医師修学資金」の貸与制度を必ずご確認の上、出願してください。

●山形県のホームページ

「山形県HPホーム」⇒「健康・福祉・子育て」⇒「医療」⇒「医師・看護師確保」
⇒「修学資金貸与事業」⇒「山形県医師修学資金貸与制度について」
<https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/ishikangoshi/ishisyugakushikin/ishisyugakushikin.html>

●お問合せ先：山形県健康福祉部医療政策課

TEL: (023) 630-3159

